V IV IIIIIΙ

広義の徴収納付制度の許容性

広義の徴収納付制度はなぜ採用されるのか

徴収納付制度とは何か

はじめに

終局的な義務者でない者による義務履行に関する

考察

租税の徴収納付制度を中心に

渕

圭

吾

はじめに

Ι

う私人が甲に対して義務を負い、乙が丙に対して求償(または転嫁)する、という仕組みが存在する。 甲に対して丙という私人が最終的に義務を負うべきことを前提に、法律上または約款に基づいて、別の乙とい 丙の負う義務の内容が経済的(金銭的)な負担である場合に、このような仕組みが成立しうる。なぜなら、 少なくと

P

乙の丙に対する求償が円滑に実施される必要がある。

とも この場合に、 最終的に丙が義務を負うことが想定されている以上、このような仕組みが成り立つためには、少なくとも、 甲の得る経済的な利得は、それを負担するのが誰であるかによって左右されないからである。

ということにつき序論的考察を加える。 度が用いられるのか、 租税の徴収納付制度に代表される以上のような制度を一般的に定義するとともに、 また、このような制度を用いるためにはどのような前提条件がみたされる必要があるか なぜこのような制

徴収納付制度とは何か

 \prod

法治国家における典型的な行政過程の流れ

がこの義務を履行する、という段階が踏まれる。国家が私人に対して租税を課す場合にも、 納税義務を確定させ、 税法律に基づいて一定の課税要件を充足した私人に抽象的に納税義務が発生し、 六条一項二号参照)。 般的に規定し、 国家が私人に対して何らかの行為を求める場合、 行政機関が行政処分を通じて特定の私人に対して個別的に義務の内容を具体的に確定し、 当該私人がこの義務を履行する、 典型的には、 という典型的な流れが存在する 国家が制定法を通じて行為義務の存在につい 課税庁が賦課決定処分によって (国税通則法一五条及び 議会で制定された租

納税義務について自ら納税義務を確定させる申告納税方式が広く採用されてい 七条以下参照)。 現在では、所得税や法人税を中心に、 この場合でも、 ①一般的、 課税庁が税額を確定させる上記の賦課課税方式ではなく、 抽象的な義務についての規定→②個別具体的な義務の確定→③義務 る (国税通則法一六条一項 私人が自己の

る。

なお、

国税において、

利用者が役務提供者に対して利用代金に租税を上乗せして支払い、

の名宛人による義務の履行、 という三段階の仕組みは基本的に維持され ている。

二 終局的な義務の名宛人でない者による義務の履行

する。 これに含まれる。 制度と呼ばれてい を通じて行われることなく、 もっとも、 般的、 る仕組みがそれであって、 最終的には、 抽象的な義務が制定法で規定されていることを前提に、 しかも、 終局的な義務の名宛人が所定の経済的負担を負うことになる。 終局的な義務の名宛人ではない者が義務を履行する、 国税における源泉徴収制度、 及び、 個別具体的な義務の確定が人の手 地方税における特別徴収制 という仕組 講学上、 徴収納付 が 度 存

れ(ば) 払いに着目して、支払われる金員の一定割合という形で規定されている。そして、(4) 負担することは想定されていない。 金銭の支払いを受ける者は、 いるため、 の支払いを受ける者すなわち本来の納税義務者の負う納税義務に代えて金銭の支払者に源泉徴収義務が課され 金銭の支払いが行われることにより、 徴収納付制度のうち、 本来の納税義務のうち源泉徴収義務と重複する部分については、 なお、 納税義務の履行は第一次的にはこの支払者 徴収納付制度においては、 国税の源泉徴収制度においては、 源泉徴収の対象となる租税については、国に対して何ら義務を負わないということ 租税を負担するのは、本来の納税義務者である金銭の支払いを受ける者であ 納税義務が自動的に確定する (国税通則法一五条三項参照)。 さらに、 徴収納付義務者 (源泉徴収義務者)によって行われる。 納税義務は、 (源泉徴収義務者·特別徴収義務者) 通常、 支払者のみが義務を負うのであるから、 定の原因関係に基づく金銭 課税要件の充足、すなわち、 しかも、 が経済的に租税 判例によ

その受領者

(役務提

い意味で用いられていることに注意する必要がある。

供者) 方法は が租税を納入するという方法が採用されている場合がある |特別徴収||と呼ばれているが(同法二条一項七号)、すぐ後に述べる地方税法上の「特別徴収」より (国際観光旅客税法一六条及び一七条参照)。 この

する場合と、利用者が利用代金に租税を上乗せして支払い、その受領者が租税を納入する場合がある。 収すべき税金を納入させることをいう」、と定義されている(地方税法一条一項九号)。特別徴収には、 泉徴収と同様に支払者が支払うべき金額のうち一定部分を留保して(つまり天引きして)それを租税として納入 地方税法において「特別徴収」は、「地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、 且つ、 国税 その 0 源 徴

三 広義の徴収納付制度――徴収納付制度に類似した仕組み

徴収納付制度と類似した仕組みとして、以下の二つが挙げられる。

われるわけではなく、旅客が航空会社に航空運賃と合わせて支払い、 される場合がある。例えば、空港法一六条が規定する旅客取扱施設利用料は、旅客から空港管理会社に直接支払 権者に対して弁済するのではなく、債務者が別の者に対して支払い、その金額が当該別の者から債権者へと納入 第一に、私人間で、法令及び約款に定められた客観的基準に基づいて生じる金銭債務につき、債務者が直接債 航空会社が空港管理会社に納入することと

る私的録音録画補償金を支払うこととされている。その際、 (E) 体を購入する者は、その購入にあたり指定管理団体に対して法令の規定に基づいて算出され同団体から請求され 著作権法一○四条の二以下で規定されている私的録音録画補償金制度においては、 製造業者等 (同法一○四条の五)を介して支払うことが想定されている。 購入者が指定管理団体に対して直接支払うのでは 類似の制度として、 特定機器または特定記録 図書館等公衆

日本の消費税においては、納税義務者は事業者であるのに対して、 送信補償金 間接税である。ここでは、 (同法一○四条の一○の二以下)及び授業目的公衆送信補償金 納税義務者と担税者が異なる租税として、間接税を定義しておく。例えば、(3) 担税者は消費者である。 (同法一〇四条の一一以下)がある。 (12) 日本の消費税を含む

る仕組みが導入されつつある。 なる。 近年、 近年、 れているけれども、 価値税においては、租税負担が納税義務者から担税者へと転嫁される 消費者に対して役務を提供した事業者に代えていわゆるプラットフォーム事業者を納税義務者とす 実際にどの程度転嫁されるかは両者を取り巻く経済状況や販売される物品・役務によって異 (pass on, pass through) ことが想定さ

いての情報を当該別の法主体を含む多数の情報を保有しているさらに別の法主体から取得する、 定の情 なお、この他に、金銭が介在するものではないが、ある法主体が別の法主体から得るべき当該別の法主体に 国税の源泉徴収制度においては、例えば、給与所得者は源泉徴収義務者である雇用主に対して家族構成等 報を提供し、この情報が課税庁に伝達されている(所得税法一九四条以下参照)。 ということが 0

んでおくことにする。広義の徴収納付制度は、金銭の流れの方向に着目すると天引き型と上乗せ型に分けら 金銭債権に至らない一 このように、 天引き型においては、乙→丙という金銭の支払いが予定されているところ、乙によって丙に対して支払われ からの弁済を受ける、 一般的に述べると、ある法主体(甲)が別の法主体 種の経済的地位)を有するが、 という仕組みが存在する。本稿では、このような仕組みを広義の徴収納付制度と呼 第一の法主体 (甲) が第三者 (乙) を通じて第二の法主体 (丙)に対して金銭債権 (間接税の場合には

べき額の一部が、丙ではなく甲に対して支払われる。天引き型の例として、 |被保険者負担分の| 上 乗せ型においては、丙→乙という金銭の支払いが予定されているところ、丙が乙に対してそれに追加して一 徴収がある。 社会保険料の事業主負担分もこちらに該当するといえるかもしれない。 所得税の源泉徴収、 社会保険料

とができる。

定の金額を支払い、この一定の金額が乙から甲に対して支払われる。上乗せ型の例として、一般間接消費税であ 「消費税」、個別消費税としてのゴルフ場利用税・入湯税、 国際観光旅客税、 旅客取扱施設利用料を挙げるこ

四 広義の徴収納付制度とは区別されるもの

例えば、連帯債務や使用者責任がそうである。甲に対して弁済した乙から、丙への求償が予定されている。しか 第一に、さしあたりの義務者である乙が実質的な負担を負うことが予定ないし容認されている諸制度がある。 以上のような広義の徴収納付制度と区別されるものとして、以下のものがあると考えられる。 丙が自己の負担部分について乙に対して求償に応じることができなかった場合に、乙は特に救済されず、自

己の負担部分を超える負担を甘受するしかない。

者との関係で削除義務を負うが、この削除義務は侵害者の責任とは独立のものとしてとらえるべきだ、と論じた。(18) 知的財産法・情報法の研究者であるフソベツ(Martin Husovec)は、媒介者に対する差止め(injunctions against プラットフォーム事業者の負うこの義務は、侵害者の負う義務とは異質ないし少なくとも独立であると思われる。 や電子商取引のプラットフォーム事業者が侵害コンテンツ・物品の削除(take down)を義務づけられる場合、 インターネット上での著作権侵害(または、名誉毀損等)に際して、インターネット・サービス・プロバイダー 第二に、丙にそもそも義務がない、または、乙の義務が丙の義務と独立である、という場合がある。 そのように解することができる場面が存在することは確かである。 個 別 0) の制 問題を論じて、侵害者が責任を負うのは当然であるとして、プラットフォーム事業者は被侵害 :度との関係で、乙の義務と丙の義務が独立であると解して良いかが一つの問題である。しか 例えば、

以下では、 広義の徴収納付制度に内在する法的問題点について検討を加える。

III広義 の徴収納付制度はなぜ採用されるの

かか

効率性・ 能 率性

広義の徴収納付制度が採用される理由を考えてみよう。

負制度(tax farming)がそれである。そこでは、国家が一定の対価と引き換えに一定の人々に対する徴税権を私 に、 てい 費用が大きい 人から成る団体 有する乙を通じて徴収する方が、 の丙らから金銭を集めたいと考える場合に、 広義の徴収納付制度が採用される理由は、 乙に個別の丙についての税額の確定 (自動確定) ことを前提に、 、場合、 (徴税組合) に対して売り渡していた。 甲は丙らから直接徴収するのではなく、 費用が少なくて済むかもしれない。本稿では、 徴収・納付のみを乙が行うことを想定している。 (31) (事実認定)を行わせる仕組みがある。 一つには、 甲の資源 社会全体としての効率性にあると考えられる。(図) (情報・強制力等)不足により甲が丙らから直接徴収する 甲から確実に徴収できる資源 古代ローマ等に存在した徴税請 個別の丙について税額が確定し しかし、さらに、 (情報 強制 より 甲 力等) が 大胆

甲が 乙を利用する場合には、 徴収費用の削減が生じていることが明らかである。 天引き型であろうと上乗せ型であろうと、広義の徴収納付制度が利用されている事例を見ると、 義の徴収納付制度についての理論的な検討は本稿の良く為し得るところではないが、 国家である場合、 最終的な租税負担が減ることで納税者にも便益が生じると言えよう。 甲が個々の丙から徴収する場合と比べて小さい。このように執行費用が小さいことは すなわち、 一定の額の税収を上げるためにかかる執行費用が 甲にとっての

広

先行研究によれ

る²⁴用 は、

所得税法に基づいて源泉徴収されるべき額を計算する手間を除くと、

限られている、と論じることができ

に対して支払うことについての追加的費用が最も小さい当事者に支払わせるのが合理的である。例えば、給与所 その支払先の一部が給与所得者から国庫に変更されるに過ぎない。この場合、給与の支払者にとっての追加的 得に係る源泉徴収の場合、給与の支払者にとっては、いずれにせよ一定の額を支払うことを予定しているため 考え方が参考になる。すなわち、 法と経済学」で不法行為制度についてカラブレイジ(Guido Calabresi)が提唱した「最安価損害回避者」という 一連の取引・金銭の支払いの連鎖の中で、一定の金員を租税として国家 甲

二 国家管轄権(執行管轄権)

管轄権に限界があるということである。 甲が国家である場合に、 究極の場合として、 制的な手段を持たない、という場合である。これは、甲という国家と外国との関係に即して言えば、 徴収納付制 度が採用される理由として甲が丙から直接徴収することの費用がかさむことを先に述べたが、 甲が丙から直接徴収することが法的にまたは事実上不可能である場合がある。代表的なの 丙が国外に所在しておりその財産も国外にあるため、 甲が丙から直接徴収するため 甲国の執行 その

国際取引に対する国税の源泉徴収について、次のように述べていた。 このような場合に、徴収納付制度が有効な対処法となる。 外務省で長く国際法の実務に携わった小松

課税権の行使に当たって、 国際的に、 各国は自国の税法上の「居住者(resident)」の全世界所得 徴税の具体的方法が競合する管轄権の衝突を避けることに役立っていることもある。 (自国のみならず外国を源泉とする 税の には外国に所在する者から当該外国の属地的管轄権を侵害することなく徴税する方法として機能している。 (35)配当が甲から乙に支払われる。源泉徴収は、配当受領者が外国に所在する場合のみに行われるわけではないが、 しかし 乙のA国源泉の所得であるが、 徴税方法によれば、この問題は生じない。A国の法人である甲(A国の居住者)の株式をB国の法人でありA国には事 する国の属地的管轄権を侵害するという問題がある。 る余裕はないが、いずれにせよ、外国に所在する者に対する徴税を強制的に行えば、当然のことながら、その者の所在 してのみ課税できることが相場となっている。税法上の「居住者」は、テクニカルな概念であり、ここで詳細に立ち入 すべての所得の合計) の支払者である甲に対して受領者の配当所得についての課税額に係る源泉徴収義務を課して、 務所等の活動の拠点を有さない乙(B国の居住者でA国の非居住者)が保有しているとしよう。甲が乙に支払う配当は 通常は、 A国の課税当局は、配当に対する徴税を確実にする目的で、配当の受領者が誰であるかを問わず、 に対して総合課税する一方、「非居住者(non-resident)」に対しては自国に源泉のある所得に対 A国としてB国内で乙から配当所得に対する税を強制的に徴収することは問題を生ずる。 各国が広く採用している源泉徴収(withholding of tax)という いわゆる「天引き」後 配

は、 以上のように広義の徴収納付制度は、 この制度を採用することはいかなる場合にも許されるのであろうか。この点を次に考えてみたい。 徴収に要する費用や執行管轄権の観点から望ましいことがある。

広義の徴収納付制度の許容性

IV

徴収納付義務者に負担を課すことが許されるか

うである。 徴収納 付制 日本では、かつて、徴収納付義務者に対して手数料が支払われていたことがあったが、(36) 度が許容されるかどうかを判断するに際して、 まず、 徴収納付義務者の負担の程度が問題となりそ 現在はそのよ

いと判断した。とりわけ、国税の源泉徴収義務の合憲性が争われた事案(最大判昭和三七年二月二八日)で、(※) 六二年二月、最高裁判所大法廷は、二つの判決において、問題となった徴収納付制度がいずれも憲法に違反しな うな手数料の支払いはない。そこで、徴収納付制度が憲法違反であるとして法廷で争われたことがあった。一九 最高

裁は、源泉徴収に関する法律の規定と憲法二九条一項及び三項の関係について明確に述べている。 と述べている。すなわち、源泉徴収義務者が負う負担は、憲法二九条三項との関係で、そもそも問題となり得な 担は同条三項にいう公共のために私有財産を用いる場合には該当せず、 こたえるもの」であるから、「源泉徴収義務者の徴税義務」は「公共の福祉によつて要請されるものである」。 徴収制度は、給与所得者に対する所得税の徴収方法として能率的であり、合理的であつて、公共の福祉の要請に に基礎を有する。すなわち、「源泉徴収義務者の徴税義務は憲法の条項に由来」するものである。第二に、「源泉 あるから、「所得税法中源泉徴収に関する規定」は、単に法律事項であるというのにとどまらず、憲法の諸条項 いる。第一に、憲法三〇条及び八四条の規定は「税徴収の方法をも法律によることを要するものとした趣旨」で 次に、三項との関係では、最高裁は、源泉徴収制度のために源泉徴収義務者が負う(と上告人が主張する)「負 まず、一項との関係では、「所得税法中源泉徴収に関する規定」の合憲性は次の二点によって基礎づけられて 同条項の補償を要するものでもない」、

関係でも審査をする必要はなく、むしろ、憲法一三条との関係での審査が求められていたのではないかと考える。 条三項との関係で問題になり得ることを示唆している。徴収納付制度の問題というよりは、(③) しかし、 いずれとの関係でも)問題にならないと考えている。それゆえ、 私は、 他ならぬ本判決の調査官が本判決の結論に疑義を呈しているし、有力な学説は徴収納付制度が憲法二九(③) 国家が私人に対して作為義務を課すことは、一般に、財産権を保障する憲法二九条の(一項及び三項 本判決は、憲法二九条三項のみならず一項との 憲法二九条の射程

問題ではあるが、今後、さらに検討を加えたい

二 徴収納付義務者と終局的な義務者の関係はどうなっているか

を乙が支配する関係が生じないようにする必要がある。 べき金銭の額についての裁量を有する場合に、望ましくないと考えられる。 後者の自由な意思決定が阻まれるからである。徴収納付制度を採用する際にも、 一定の者が別の者に対して恒常的に金銭を取り立てる関係に立つことは、とりわけ前者が取り立てる 前者と後者の間に、 終局的な義務者である丙 支配従属関係

関わる。もちろん、 理由もここにあると考えられる。日本では「私人の公金取扱いの制限」と題する地方自治法二四三条がこの点に 律等に基づいて徴収納付制度を設ける場合に、この規定の趣旨を勘案する必要があると言えるかもしれない。 以上のことは憲法 法律等に基づいて徴収納付義務を課すならば、この規定に違反することはない。 (ないし法の一般原則)の要請だろうし、 世界各国で徴税請負制度が望ましくないとされ しかし、 法

三 終局的な負担者に対する手続保障

最判) の義務者である乙が甲との関係で、争うことができるのは当然である。この点につき、 「自動確定」したとされる納税義務が正しいかどうかを争うことができる、と説明している。 国家 は (甲)が終局的な負担者(丙)に対して乙を通じて義務を課す場合、この義務賦課について、 納期限を指定して納税義務者等に履行を請求する行為」)であるが、乙はこの処分を争う中で、そもそも 源泉徴収義務を履行しなかった乙に対して課税庁がする処分は「徴収処分」(「税額の確定した国税債権 日本の判例 さしあたり 昭 和四 Ŧī.

それでは、丙は、乙によって徴収納付されてしまった租税について争いたい場合に、どうすれば良いのか。

いた。

判例 納付する必要はなかったことを主張して、不当利得返還請求をすることを想定していると考えられる。 の点につき、 (昭和四五年最判)は、上記の乙と甲の間の争訟において丙を手続に参加させる余地があることを示唆して 日 本の判例は、 丙が乙に対して、 徴収納付義務がなかったこと、それゆえ、 乙が甲に対して金銭 さらに、

とで、 以上のように甲が丙に帰着する経済的価値を誤って乙から徴収してしまった場合、乙ないし丙がこれを争うこ 丙はこの経済的価値を取り戻すことができる。もし、 以上のような手続保障が存在しなかったとしたら、

四 国家管轄権の範囲に収まっているか

極めて問題であろう。

で租税の負担水準が過剰でない、ということも重要かもしれない。 た国内で行われているから、 先に引用した小松 一郎の見解によれば、「支払い」という行為が国内で行われ 国家管轄権の行使として問題ない。しかし、 丙が甲国内から得ている便益との ており、 その際 0 源泉徴収

銭の支払いという行為の場所が決定的に重要だということになる。 口 税の課税に際して、 裁判所の セス条項に反するとされた。 なお、 州の管轄権の及ぶ範囲を超えるものであると判断したものと解釈できる。この判決によれば、 源泉徴収義務と国家管轄権の関係について参考になりそうな興味深い事例として、アメリカ合 Kaestner Trust 判決がある。この判決では、実質的には州内居住者 州が州外に所在する信託の受託者に納税義務を課していたことが、 信託の受益者の納税義務という一種の徴収納付につき、 (信託の受益者) 行為が 第一四修正 行われ が負担する州 れる場所に着 0) デュ やはり金 衆] 国 一所得 最高 プ

五 想定されている終局的な負担者が実際に負担しているか

質が曖昧な租税は望ましくない、と考えているが、今後、 が別の者に転嫁することが予定されているのか、必ずしも明らかではない租税が存在する。 ことも問題になろう。 とが想定されている。 徴収納付制度の場合には本来の納税義務者、 直接の納税義務を負っている者が租税を負担することが想定されているのか、そうではなくて租税負 すなわち、乙から丙への求償・転嫁が適切に行われるのか、ということである。 出来上がった制度のもとで、本当にこれらの人々が経済的負担を負っているのか、 間接税の場合は担税者が、それぞれ終局的に経済的負担を負うこ さらに検討したい。 私は、このような性

V むすびに代えて

本稿は、

もともと、

されたものである。 頂戴した(二〇二二年七月二八日)。 非国境型行政空間」の法的エコシステムの解明と設計」(課題番号:一九H○○五七○) 草稿段階では、 中川丈久教授を研究代表者とする科研費基盤研究(A)「公法における国境概念の 宮本十至子教授及び諸富徹教授を中心とする租税論研究会での報告の機会を の研究の一環として構想

論文の主張の背後にある欧州人権条約第一議定書一条の理解には様々な難点があると考えている。しかし、 上で、このような責任を課している既存の諸制度の多くは、人々の基本権を侵害していてEU法及び欧州人権条 約 諸制度を包括して「租税の支払いに関する第三者責任(third-party liability for the payment of taxes)」ととらえた その後、ヨーロッパの有力な実務家・研究者により、 (ECHR)との関係で違法であると主張する論文が登場している。 本稿で取り扱った徴収納付制度及びそれとは区別される 私は、この論文の主張自体、 また、

本稿

では問題点の指摘にとどめ、本格的な検討は他日を期することとする。

- 1 Origins of Taxation at Source in England (1997). Liability, 63 Tax L. Rev. 797 (2010). 法学の研究論文としては、ドーンバーグが一九八○年代初頭に公表した論文で その中で、徴収納付制度(the remittance system)にも言及している。Joel Slemrod, Tax Compliance and Kathleen DeLaney Thomas, The Modern Case for Withholding, 53 U.C. Davis L. Rev. 81 (2019). 徴収納付制度のう cost remitter)というアイデアである。Kyle D. Logue & Joel Slemrod, Of Coase, Calabresi, and Optimal Tax 法学者のローグとの共著で著した二○一○年の論文で示した最安価徴収納付義務者(least-cost remitter or cheapest-Enforcement, 57 J. Econ. Lit. 904 (2019), 930-32. この部分において考察の出発点とされているのが、スレムロッドが 源泉徴収制度に対して否定的な見解を示していた。Richard L. Doernberg, The Case Against Withholding, 61 Tex Rev. 595 (1982).しかし、近年、トーマスが源泉徴収制度及びそれに類する仕組みの利用拡大を説いている。 のがある。まず、経済学者のスレムロッドは税務コンプライアンスと執行についてのサーヴェイ論文を著しており、 ている文献を参照。また、筆者が参照することのできた、アメリカ法の(ごく限られた)文献として以下のような 語で書かれた研究としては、 片山直子「源泉徴収義務をめぐる近時の法的諸問題」税法学五八一号(二〇一九年)二二九頁及びそこで引用さ 徴収納付制度については、 源泉徴収制度の起源は古い。イングランドでは16世紀初頭に始まったとの見解がある。Piroska E. 税研一五三号(二〇一〇年)及び税研二〇九号(二〇二〇年)の源泉徴収制度特集の 経済学及び法学においてそれなりの議論の蓄積がある。法学のアプローチに基づく日 Soos, The
- 2 ての免職処分」)。 興津征雄『行政法Ⅰ行政法総論』(新世社、二〇二三年)八一—八二頁(行政処分の例としての |懲戒処分とし
- のように述べている 金子宏『租税法 (括弧書き及び注を省略した)。 「租税の徴収方法のうち、 〔第二四版〕』(弘文堂、二〇二一年) 一五六—一五七頁。 また、 納税義務者以外の第三者に租税を徴収 同書一〇一六―一〇一七頁は次

用されている方法である。所得税の源泉徴収、 収することが困難であるとか、 れも徴収納付 これを国または地方団体に納付させる方法を、 の例である」。 能率的かつ確実に租税を徴収する必要がある場合等に、 国際観光旅客税の特別徴収、住民税その他の地方税の特別徴収は、 徴収納付という。徴収納付は、 納税義務者から直接に租 租税の徴収の 確保の

- 4 び二〇パーセントと規定している。 例えば、 所得税法一八二条は、 利子等及び配当等の源泉徴収税額をそれぞれ支払われる金額の一 Ŧi. パート セント
- 二号七七頁参照。 久 ・ 租 税 判 例 百 選 源泉徴収義務者の源泉徴収義務の範囲がずれることを容認する)。上記の三つの最高裁判決の意義について、 最一小判昭和四五年一二月二四日民集二四巻一三号二二四三頁、及び、最三小判平成四年二月一八日民 ただし、最三小判平成二二年七月六日民集六四巻五号一二七七頁(本来の納税義務者 [第七版] (二〇二一年) 二二二頁参照。 の納税義務と 《集四六 吉村典
- 6 解説として、 国際観光旅客税は、平成三〇年度税制改正によって導入された(平成三〇年法律第一六号)。立案担当者による 宮地孝一・伊藤孝一「国際観光旅客税の創設」『平成三〇年度税制改正の解説』一〇〇三頁がある。
- 7 得に係る住民税について選択的に認められている特別徴収 利子割(地方税法七一条の九)、配当割(同法七一条の三〇)、株式等譲渡所得割 (同法三二一条の三第一項) 等 (同法七一条の五○)、給与所
- (8) ゴルフ場利用税(地方税法八二条)、入湯税(同法七○一条)等。
- 9 九九一年に Passenger Facility Charges という同種の制度が導入されていた。 二〇〇八年に平成二〇年法律第七五号による全部改正に際して導入された制度である。 アメリカ合衆国では、
- トラリアの最高裁判決の分析として、渕圭吾「オーストラリア憲法における『租税』 Levies, in Handbook of the Digital Creative Economy 235 (Ruth Towse & Christian Handke eds., 2013). 日本やは The Future of Levies in a Digital Environment (Institute for Information Law, 2003) 10-13; Joost Poort, Copyright 九九二年の著作権法改正 ている。EUにおける仕組みの簡単な紹介及び分析として、例えば、以下の文献を参照。 般に私的複製への賦課金 (平成四年法律第一○六号)により導入された。なお、同様の制度の導入をめぐるオース (private copying levies) などと呼ばれるものであって、 及び財産権保障の対象となる ヨーロッパを中心に採用さ Bernt Hugenholtz, et al.

- ラム研究叢書『金融取引と課税 (6)』(二〇二四年) 九五頁参照 の意義:Australian Tape Manufacturers Association v Commonwealth を素材として」トラスト未来フォ
- 11 年一二月二二日判タ一三九九号二六五頁は、私的録画補償金につき、製造業者等には購入者から金銭を徴収してこれ を指定管理団体に支払う義務がないと判断した。 ただし、東京地判平成二二年一二月二七日判タ一三九九号二八六頁及びその控訴審判決である知財高判平
- 目的公衆送信補償金制度はこれに先立つ二〇一八年の著作権法改正 図書館等公衆送信補償金制度は二〇二一年の著作権法改正 (令和三年法律第五二号)によって設けられた。 (平成三○年法律第三○号)により設けられてい
- を負担する能力のこと)の直接の標識と考えられるものを対象として課される租税を直接税と呼び、消費や取引など ている 律上の納税義務者と担税者(租税を実際に負担する者)とが一致することを立法者が予定している租税を直接税と呼 .税力を間接的に推定させる事実を対象として課される租税を間接税と呼ぶことが多い」、と指摘されている。本稿 税負担の転嫁が行われ両者が一致しないことを立法者が予定している租税を間接税と呼んでいる」、と説明され 前者の一般的な(伝統的な)区別の方に従っている。 金子・前掲注(3)一三頁では、直接税と間接税の区別につき、「転嫁の有無を基準とする区別で、一 (括弧書きの一部を省略した)。ただし、同書一四頁では、「最近では、むしろ、所得や財産など担税力 般には、
- and Philippe Wingender, Estimating VAT Pass Through, IMF Working Paper WP/15/214 (2015) 済的諸条件によって左右されるから、転嫁の有無を区別の基準とするのは正確であるとはいいがたい」、と指摘して いる(括弧書きを省略した)。また、例えば、以下の文献を参照。Dora Benedek, Ruud A. de Mooij, Michael Keen 金子・前掲注(3)一三―一四頁は、「転嫁の有無は、必ずしも租税の種類によって一様ではなく、そのときの
- Fuchi, Digital Platforms and Their Role in Collection of VAT/GST and RST, 64 Japanese Y.B. Int'l L. 173 (2021). 渕圭吾「プラットフォーム課税制度の創設」ジュリスト一六〇三号(二〇二四年)一四頁。See also Keigo
- withholding)」と名付けている。Piroska Soos, Self-Employed Evasion and Tax Withholding: A Comparative Study スースの一九九〇年の論文は、天引き型を源泉徴収(withholding)と呼び、 上乗せ型を「逆源泉徴収 (reverse

and Analysis of the Issues, 24 U.C. Davis L. Rev. 107 (1990), 144.

酒井正「事業主負担と被保険者負担」

17

Martin Husovec, Injunctions Against Intermediaries in the European Union: Accountable But Not Liable?

日本労働研究雑誌六五七号(二〇一五年)

七六頁参照

- 月三〇日民集四九巻九号二九七二頁(批判的検討を行う評釈として、小塚荘一郎・法学協会雑誌一一四巻一〇号(一 に場所を提供した事業者に名板貸責任 ていることに伴う別個独立の責任を負うと考えることも不可能ではないかもしれない。日本の判例では、他の事業者 して、一種の保証人のような立場で責任を負うと考えることが通例であろうが、プラットフォームという場を提供し 事業者が消費者に対して負う(かもしれない)責任との関係が問題となる。プラットフォーム事業者が責任を負うと ってそれを購入した消費者が被害を受けた場合に、この事業者が消費者に対して負う契約責任と、プラットフォーム 例えば、ある事業者が自らとは独立の関係にあるデジタルプラットフォームを通じて販売した製品が不良品であ (連帯責任)の類推適用に基づいて責任を認めた例がある。 最判平成七年一一
- 20 九九七年)一二四七頁等がある)、及び、大阪高判平成二八年一○月一三日金商一五一二号八頁参照 租税の徴収全般に関する理論的分析として、藤岡祐治「徴収の制度設計についての理論的検討」租税法研
- 号 (二〇二五年) (掲載予定) 参照。
- 21 租税は、 が必要とされないのである」、と説明されている。 自動確定の国税については、国税通則法一五条一項及び三項参照。 その性質上、課税標準の金額または数量が明らかであり、税額の算定もきわめて容易であるため、 金子・前掲注(3)九四○頁では、
- 22 Frank S. Alexander, Tax Liens, Tax Sales, and Due Process, 75 Ind. L. J. 747 (2000), 758-762
- 23 ローグとスレムロッドがこのように主張していた。See Logue & Slemrod, supra note
- 業務に従事する者との関係が雇用契約か業務委託契約かを問わず一定規模以上の事業者に源泉徴収義務を課すことが トーマスは近年のデジタル化とインターネットの普及によりこの点に関する事業者の追加的費用は減少しており、
- $\widehat{25}$ 小松一郎 『実践国際法 [第三版]』(信山社、二〇二二年)三〇一三一頁

See Thomas, supra note 1

合理的であると論じている。

26

最大判昭

『和三七年二月二八日刑集一六巻二号二一二頁(所得税の源泉徴収制度)

- 27 別徴収制度は憲法に違反するか:地方税法違反事件」ジュリスト二四七号三六頁(一九六二年)、三井明 年二月二一日刑集一六卷二号一〇七頁 税に関する特別徴収義務抛棄運動について」ジュリスト一四号三二頁(一九五二年)、吉川由己夫 九六二年二月の二件の最高裁大法廷判決の趣旨が参照されているものである)。 研究五七巻 泉徴収は違憲か」ジュリスト二四八号二八頁(一九六二年)、碓井光明「地方税の特別徴収について(上・下)」自 一三五条の規定による特別徴収制度。ただし、上告人による憲法一四条及び二五条違反の主張を退ける論拠として、 徴収納付制度の合憲性に関する判例・文献として、 (一九八一年)八号四二頁、九号七一頁、最判平成一八年三月二八日判時一九三○号八○頁(介護保険 (遊興飲食税の特別徴収制度)、津田実「料理屋さんは税がお嫌い 前注に挙げたものの他、 以下のものがある。最大判昭和三七 「遊興飲食税 · . . 遊興 「所得税 の
- ことの合理性が詳細に述べられている。 きない」、と述べている。憲法一四条と租税法の関係については、吉村典久「租税平等主義(憲法一四条)」日税研論 義務者に一般国民と異る特別の義務を負担させたからとて、 なお、この判決は、 吉川由己夫・最判解刑事篇昭和三七年度四八頁、 憲法一四条違反の主張に対して、「「合理的理由」に基いて担税者と特別な関係を有する徴税 五四―五五頁では、遊興飲食税につき特別徴収制度を採用する これをもつて憲法一四条に違反するものということはで
- 30 二頁。詳細は、 という構想は何を意味していたのか」神戸法学雑誌七四巻三号(二〇二四年)七一頁における分析(特に、 国家補償法 さしあたり、渕圭吾「法律に基づいて人が負う金銭債務と憲法上の権利」税務弘報七二巻一○号(二○ の「人的収用」に対する憲法二九条三項の適用、 同「日本における財産権保障に関する通説の起源とその問題点 類推適用ないし準用に関する議論の紹介) 田中二郎の 「公法上の損失補償 今村成和

集七七号 (二〇二〇年)

一頁参照。

- 31 三条に違反することになるかもしれないと考える。 例えば、 町内会長に町内会に属する人々の所得税の徴収納付義務を負わせる、といった不合理な制度は、
- 32 を徴収して納付する義務を負わせ、これに対して何らの補償を与えず、 三井明・ 最判解刑事篇昭和三七年度三五頁、 三八頁は、 次のように述べてい しかも罰金に止まらず、三年以下の懲役とい . る。 般国民に対 他

の上告趣意書参照

憲法三一条に違反し無効であるという趣旨の見解が表明されている。」 うような刑罰の威嚇をもって、 .興飲食税の特別徴収義務者の地方税法違反被告事件についてなされた大法廷判決には、 特別徴収義務者が単に税の徴収を怠って納入しない場合に、その不納入を罰する限りにおいて、その罰則 度のもつ最も大きな問題であろう。 その義務の履行を強制するということが、憲法の許容するところであるかどうかは、 本判決の一週間前に、源泉徴収義務者に似た義務を負わされ 河村大助裁判官の少数意見

- (33) 金子·前揭注(3)一○一八頁。 (34) Cf. Michael Abramowicz &
- Cf. Michael Abramowicz & Andrew Blair-Stanek, Contractual Tax Reform, 61 Wm. & Mary L. Rev. 1537
- 35 に準ずる者)又は個人は、 保証する旨を記載し、且つ、これに署名し、印をおさなければならない。 書並びにその証拠となるべき帳簿及び書類には、 るべき帳簿及び書類を当該普通地方公共団体の出納長又は収入役に提出し、その検査を受けなければならない。 て徴収する税金又は消費者若しくは行為者が消費若しくは行為の際支払うべき税金を徴収させることを妨げない。 分及びこれらの処分に関係のある公金の徴収に関与させてはならない。但し、法律の定めるところにより源泉にお 人に委任し、若しくはその権限をこれらの者をして行わせ、又はこれらの者をして営業の免許その他これに類する処 下に、次のような規定が挿入された。「普通地方公共団体は、公金の徴収若しくは支出の権限を私の団体若しくは 前項但書の規定により普通地方公共団体の徴収すべき税金を徴収する私の団体の代表者 一九四七年一二月の地方自治法第一次改正 当該普通地方公共団体の規則の定めるところにより計算をし、 (昭和二二年法律第一六九号)によって、 当該団体の税金徴収の責任者又は当該個人がその真正であることを 計算書並びにその証拠とな 地方自治法二四三条二項 (代表者がないときはこれ

にその旨を通知しなければならない。」 前項の検査により公金の取扱について不正の廉があることが判明したときは、 出納長又は収入役は、

地方自治法第一七次改正 (昭和三八年法律第九九号)において、次のような規定になった。

又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。」 普通地方公共団体は、 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、 公金の徴収若しくは収納

二以下に指定公金事務取扱者制度が創設された。 さらに、地方自治法第三八次改正(令和五年法律第一九号)により、 同条は次のように改められ、 同法二四三条の

する場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならな 「普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがある場合又は次条第一項の規定により委託

GHQの意向が働いていたようである。 様々な資料が興味深い。それらによれば、 して開催されていた「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」に提出されていた 「私人の公金取扱いの制限」の趣旨及び沿革については、二〇二一年四月から総務省自治行政局行政課を事務 一九四七年一二月の地方自治法第一次改正による前記諸規定の追加には、

- 一・プロセス条項に反するとされた事例」アメリカ法[二〇二〇-1](二〇二〇年)一二九頁。 测圭吾 | North Carolina Department of Revenue v. Kimberley Rice Kaestner 1992 Family Trust, 139 S.Ct. 588 U.S. (2019):州内居住者を受益者とする州外所在信託の収益に対する州所得税の課税が第一四修正のデュ
- (Digital Services Tax)をめぐる動向」民商法雑誌一五七巻六号(二〇二二年)一頁参照。 渕圭吾「核燃料税に関する若干の考察」地方税六九巻二号(二〇一八年)二頁、同「デジタル・サ 1 -ビス税
- Fundamental Rights, 15 World Tax J. 85 (2023) Philip Baker, Pasquale Pistone, & Katerina Perrou, Third-Party Liability for the Payment of Taxes and Their 欧州人権条約第一議定書一条の財産権保障の規定は人々の

な行為義務から保護するものでもない、と考えるべきである。